

# 不在者投票指定施設における 不在者投票事務の手引

(令和4年5月版)

大阪府選挙管理委員会

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目1番22号

(電話) 06-6944-9118

(FAX) 06-6944-3548

## は じ め に

公職の選挙においては、選挙人が選挙の当日に投票所で投票することを原則としていますが、選挙期日当日、仕事や用事などの理由により、投票することができないと見込まれる選挙人のために、選挙期日の前でも投票できるように不在者投票制度が設けられています。

その一つとして、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等（以下「指定施設」という。）に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で不在者投票を行うという方法があります。

この手引は、指定施設における不在者投票の方法、事務の手續や留意事項等をまとめたものです。

指定施設の管理者の方々には、本来の職務の外に、不在者投票管理者として事務の執行・管理に当たっていただくこととなりますが、有権者の貴重な投票が無効とならないように、その管理に遺漏のないよう格段の御配慮をお願いいたします。

なお、事務処理上疑問な点がありましたら、最寄りの市区町村選挙管理委員会又は大阪府選挙管理委員会へお問合せいただき、適切な事務処理をされますようお願いいたします。

令和4年5月

大阪府選挙管理委員会

## 目 次

「指定施設」における不在者投票手続の流れ .....	1
I 指定施設における不在者投票制度について .....	3
1 不在者投票制度とは .....	3
2 不在者投票管理者には誰になるか .....	3
3 指定施設で不在者投票をできる選挙人は .....	4
4 不在者投票のできる選挙の種類は .....	5
5 不在者投票管理者の主な仕事は .....	5
6 留意していただくこと .....	6
II 不在者投票管理事務について .....	7
1 投票用紙等の交付請求は .....	7
2 投票用紙及び不在者投票用封筒の受領は .....	10
3 投票の方法は .....	11
4 不在者投票の送り方は .....	17
5 所要経費の請求は .....	18
III 不在者投票指定施設における選挙運動について .....	20
IV 様 式 集 .....	22
V 不在者投票事務チェック表 .....	52
VI 府内市区町村・各都道府県選挙管理委員会所在地一覧 .....	54

